

平成 26 年度 第 2 回帯広市学校教育市民検討委員会・第 2 回帯広市社会教育委員会議 合同会議 議事録（概要）

1 日時

平成 26 年 9 月 2 日（火）18：30～21：35

2 場所

とがちプラザ 大集会室

3 出席委員（34 名中 27 名出席）

・帯広市学校教育市民検討委員会

小幡 剛 副委員長、岡庭 義行 委員、外崎 裕康 委員、藤澤 郁美 委員、北守 光子 委員、久保 竹雄 委員、佐藤 みゆき 委員、斉藤 昌之 委員、山田 義弘 委員※社会教育委員兼任、岸 研吾 委員、遠藤 明德 委員、保前 明美 委員

・帯広市社会教育委員

松本 健春 委員長、高倉 美恵子 副委員長、渡辺 弘年 委員、松田 信幸 委員、小笠原 洋子 委員、大槻 みどり 委員、田中 恵子 委員、天内 道子 委員、半田 聡 委員、藤崎 博人 委員、高橋 弘史 委員、奥野 淳一 委員、廣瀬 有紀 委員、奥村 喜実 委員、佐々木 祥世 委員

4 事務局

・帯広市教育委員会

八鍬 祐子 教育長

・帯広市教育委員会学校教育部

嶋崎 隆則 学校教育部長、東堂 秀胤 学校適正配置担当部長、橋場 仁 学校指導担当部長、野原 隆美 学校教育部企画調整監、村松 正仁 学校指導担当企画監、和田 亮一 学校給食調理場建設担当企画監、服部 哲也 企画総務課長、大林 敏郎 学校教育課長、稗田 勝則 南商業高等学校事務長、澤口 智邦 企画総務課企画総務係長、板倉 智幸 企画総務課企画総務係主査

・帯広市教育委員会生涯学習部

大久保 良信 生涯学習部長、敦賀 光裕 スポーツ振興室長、葛西 克也 生涯学習部企画調整監、本江 宏子 図書館長、増子 和則 文化課長、北沢 実 百年記念館長、高橋 利夫 動物園長、西尾 仁 スポーツ振興主幹、稲葉 利行 生涯学習課長補佐、高橋 大輔 生涯学習課生涯学習推進係主任補

・こども未来部

石津 邦久 こども課長

5 議事 ※社会教育委員長により進行

(1) 「帯広市教育基本計画」中間点検報告書（検討資料）について

学校教育部

企画調整監：今回、教育委員会関係各課による点検作業が終了したことから、本検討資料を作成し、皆様から、さまざまな意見をいただきたい。

3 ページの「4 点検結果について（総論）」は、庁内における推進委員会や本日の会議などにより、幅広く意見聴取したうえで、後日、事務局にて作成し、次回の会議の際に、案を示させていただく予定である。

今回、論議いただく点検内容については、6 ページから 31 ページまで、それぞれ個別目標、基本方向ごとに内容を記載している。その元となる 2 項目の「基本目標」については、「(1) 時代を担う人づくり」として、知識・技能や豊かな心、健やかな体の調和がとれた、自立したひとづくりをすすめるとともに、風土によって培われてきたおおらかな気風や進取の精神を受け継ぎ、人間を尊重し自然と共生する人づくりをすすめる必要があるとしている。

また、「(2) とともに学びきずなを育む地域づくり」として、学びを通じてふるさとを再発見しながら、人と人がつながり、ともに役割を果たしていく協働の地域づくりをすすめるとともに、北国らしい文化やスポーツを通じて人々が集い、にぎわいや交流を促進する地域づくりをすすめる必要があるとしている。

それでは、「個別目標」について、順に説明させていただく。

【 中間点検結果説明資料 ～ 個別目標 1-1 知識・技能の習得 】

学校教育部

学校指導

担当企画監：基本目標の「次代を担う人づくり」に係る「個別目標 1-1 知識・技能の習得」について、説明させていただく。

個別目標としては、「市民が生涯にわたり自己を高めるとともに、時代の変化に適応し、自立して生きることができるよう、必要な知識・技能を習得することができる教育・学習活動をすすめる」旨の目標として「知識・技能の習得」を設定している。

目標に向けた展開方策としては、(1) 「子どもの学力・学習意欲を高める教育の推進」とし、具体的には幼児期において、生涯にわたる学びの基礎となる好奇心や探究心、思考力、ことばに対する感覚などを身につけるための①「幼児期の学びの充実」。学力に関する調査などの実施や、児童生徒が基礎的・基本的な学習内容を習得することができるよう、教育課程の工夫改善を行うなどの②「指導内容・方法の工夫改善」。児童生徒が学習意欲を高めるとともに、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるよう、外部の関係者などと連携した③「体験的・問題解決的学習の充実」などとしている。

展開方策の(2) 「個人や社会のニーズに応じた学習活動の推進」では、ホー

ムページや広報誌などを活用した①「学習情報の充実」。市民が趣味・教養を深め、仲間との交流や生きがいがづくり、さらには防災や交通安全など、市民生活に必要な知識を習得するための②「多様な学習機会の提供」を図るとしている。

展開方策の(3)「職業に関する教育・学習活動の推進」では、児童生徒などが、自己の進路を主体的に選択・決定することができるよう、社会や職業とのつながりに配慮し、発達段階に応じた進路指導を行うなどの①「キャリア教育・職業教育の充実」。帯広南商業高等学校における学校施設や人材を活用した職業に関する講座の実施や、図書館において就労や起業に関する講座などの開催を行うとした②「職業に関する学習機会の提供」などとしている。

展開方策の(4)「高度情報化に対応した教育・学習活動の推進」では、児童生徒が基礎的・基本的な情報活用能力を身につけることができるよう、コンピュータや情報通信ネットワークに関する知識・技能の習得。図書館においては、インターネットなどを活用した調べ方についての学習機会を提供するほか、インターネット・携帯電話を介したいじめや犯罪、トラブルを防止するための啓発や指導を行うとした①「情報活用能力・情報モラルの育成」。基礎的・基本的な学習内容の習熟や学習意欲の向上などをはかるため、視聴覚教材などの充実と活用。小・中学校、帯広南商業高等学校において、教育用コンピュータの計画的な更新を進めるなど、②「情報通信機器・視聴覚教材の整備と活用」などを図るとしている。

これらの個別目標から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた、法・制度改正および社会情勢等の変化として、平成 23 年には小学校で学習指導要領の改訂実施、平成 24 年には中学校で学習指導要領の改訂実施、平成 25 年には高等学校の学習指導要領が新 1 年生から段階的に適用された。また、平成 22 年には公立高校授業料の無償制度が見直され、高等学校等就学支援金制度となり、新 1 年生から段階的に所得制限が開始された。

これらの法・制度改正への対応も含め、計画策定後に着手した具体的な取組みとして、小中学校の学習指導要領の改訂実施により、授業時間数が増加し、言語活動の重視や理数教育の推進など、教育内容の充実がはかられた。また、中学校体育の武道必修化に対応するため、武道用具を整備した。さらには、高等学校の学習指導要領の改訂実施に伴い、帯広南商業高等学校において、平成 25 年度から、全て英語で行う授業を開始し、コミュニケーション能力の向上に取り組んでいる。

委員 : 展開方策(4)「高度情報化に対応した教育・学習活動の推進」の②「情報通信機器・視聴覚教材の整備と活用」について、授業の中でタブレット型端末を有効に活用した全国の様々な実践例がある。今後、教育活動にタブレット型端末の導入について、現場からの要望があれば、検討の余地はあるのか。

また、校務用パソコンについて、現在、教員に1人1台ノート型パソコンが与えられているが、ノート型パソコンよりもタブレット型端末のほうが、どこでも使用でき使い勝手がよいという要望があった場合、Wi-Fi環境の整備等も必要となってくるが、今後導入していくことは可能か。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 情報端末、情報機器の取扱いについては、高度情報化社会でこれから生きていく子どもたちにとって、身につけていかなければいけない非常に重要な能力の1つと認識している。

タブレット型端末等の一部情報機器については、今、全国で様々な取組みが行われ、情報提供もなされている。帯広市教育委員会としても、情報端末の利用の仕方については、調査・研究のほうを随時すすめている。これらの情報端末については、どのような物が、どのような形で、どの場面での学習効果があるのかという部分を含めて、今後も十分に検討、調査を進めていき、現在ある情報機器について、どのような優先順位の形で、子どもたちが学力、また、そのような能力を身につけるうえで、必要であるかということについて、今後一層の調査研究を進めていきたいと考えている。

使用環境の整備など、総合的な学校のハード面の整備については、これから、関係各課との連絡調整をしていかなければならないところである。今、教育委員会としては、それぞれの学校に情報機器が使用できるような大型テレビの設置、電子黒板のような情報機器の設置など、順次、整備をすすめているところである。今後も様々な情報やご意見などをいただきながら、十分検討をすすめていきたいと考えている。

委員 : 展開方策(4)「高度情報化に対応した教育・学習活動の推進」の①「情報活用能力・情報モラルの育成」について、インターネット・携帯電話を介したいじめや犯罪、トラブルが増えており、帯広市でも様々な啓発活動が実施されている。しかし、スマートフォンやソーシャルネットワークサイトの普及によって、今後も小中学生への被害が拡大していく恐れがあり、教育委員会関係各課や学校において、さらなる啓発活動の推進を図ってほしい。

委員 : タブレット型端末の活用にあたって、発達段階に応じた取組みを充実してほしい。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 携帯電話、スマートフォンの取扱いについては、ご指摘のあったとおり、

学校、家庭、ともに手を携えながらこれらの指導を行って、正しい使い方が身につくような指導を充実させていきたいと考えている。

委員 : 昨年、キャリア教育の授業を子どもたちと受け、その中で子どもたちに将来の夢を聞いたところ、女子の中に、お母さんになりたい、お嫁さんになりたいとの意見がまったくなかった。昔に比べ、現代の子ども達に母性の欠落を感じた。こうした時代背景の中で、「出産・育児・母親になる・父親になる」といった「いつかは親になる」ということを教育の中で取り入れてほしい。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 子どもたちが夢や希望を持って生きていく中で、義務教育においては、学校の中で、教科指導、道徳・特別活動などとおして、子どもたちの発達段階に応じて、それらをしっかりと段階ごとに身につけさせていくことが、非常に大切だと思っている。家庭、大人になる、母親になる、父親になるというような、そういう取組みについては、家庭科の授業を中心としながら、家庭というものを客観的、又は自分の家庭と見比べながら、理想の家庭であったり、子どもの大切さ、親になるときはどういうことかななどを、小学校高学年から中学校にかけて行っている。これらは大切な部分であり、今後、学校、PTAの方々ともご相談しながら、時代の流れの中で、もう少し具体的に、子どもたちの実態にあった充実した教育に努めていきたい。

【 中間点検結果説明資料 ～ 個別目標 1-2 豊かな心の育成 】

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 基本目標の「次代を担う人づくり」に係る「個別目標 1-2 豊かな心の育成」についてご説明させていただく。

個別目標としては、「子どもたちが、他の人々と協調しながら、自らを律し、社会においてよりよく生きる力を身につけるとともに、市民が生涯にわたりゆとりやうるおいを実感して生活することができるよう、豊かな心の育成に取り組む」として「豊かな心の育成」を設定している。

目標に向けた展開方策としては、(1)「子どもの社会性の育成」とし、具体的には発達段階に応じた道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などを身につけるための①「道徳教育等の推進」。児童生徒の心の揺れや悩み、いじめ、不登校などに適切に対応するための②「教育相談・生徒指導の推進」。最後に、子どもが豊かな人間性や社会性を身につけることができるよう、地域などと連携した体験活動等をすすめるとした③「子どもの体験活動等の充実」などとしている。

展開方策の(2)「豊かな情操の育成と生きがいつくり」では、発達段階に応

じた豊かな感性や表現力、創造力などを身につけるための①「子どもの芸術・文化活動の促進」。芸術・文化活動について、ホームページによる情報提供、社会教育施設を活用した活動成果を発表する機会の提供及び活動支援などを行うとした②「市民主体の芸術・文化活動」。市民が優れた芸術・文化にふれることができる機会を提供することとした③「鑑賞機会の提供」。市民が読書に親しめるよう、読み聞かせなどの読書活動、小・中学校などにおける蔵書整備を行うほか、市立図書館における各種講演会などの開催を行うとした④「読書活動の推進」。最後に、さまざまな世代の人たちがふれあうことができるよう、交流できる場や機会を提供するとした⑤「世代間交流の促進」を図るとしている。

これらの個別目標から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の変化として、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が施行された。平成 26 年には「北海道いじめの防止等に関する条例」が施行され、「学校図書館法」が一部改正された。そのほか、平成 23 年には「十勝定住自立圏共生ビジョン」が策定された。

これらの法・制度改正への対応も含め、計画策定後に着手した具体的な取組みとして、「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定した。また、学校図書館法の一部改正により、学校図書配置が努力義務となったことから、学校司書の配置を含め、より活用しやすい学校図書館づくりについて検討を進める。そのほか、十勝定住自立圏共生ビジョンの趣旨に沿い、十勝管内の社会教育施設の情報をホームページで一体的に発信し、市民の主体的な芸術・文化活動の促進と鑑賞機会の提供に努めている。

委員 : 展開方策(1)「子どもの社会性の育成」について、子どもたちを育てていく中で、一番大事なモデルは保護者であると思っている。しかし、最近の保護者は認識のルールの変化であったり、自由が許されるという状況があり、夜中に子どもをコンビニへ連れて出歩くのが日常となってしまったりしている。子どもたちが身近な大人への信頼感、きまりを守ろうとする気持ちなどを身につけるという意味では、自由な保護者によって、子どもたちの認識がずれていくことに危険を感じているが、保護者の認識のルールの継承について何か考えはあるか。

学校教育部
学校指導

担当企画監 : 教育というのは学校教育と家庭教育が、しっかりと両輪となって子どもを育てていくことが一番の基本である。どちらかのスピードが変わってしまうと方向性も変わってしまう。このことについては、保育所、幼稚園、小学校、

中学校、高等学校、それぞれの段階で保護者と連携しながら見守って育てていくことが大切になると思う。帯広市PTA連合会でも、それぞれの学齢期の段階での親教育、親のあり方、親業という部分での様々な講演を行っていた。学校、保育所、幼稚園含めて、これからもしっかりと情報連携、行動連携によって、足並みを揃えて教育をすすめていくことが大切だと思う。それぞれの学齢期に応じた学校と家庭の支援について、帯広市教育委員会としても支援していきたいと思っている。

委員： 展開方策(2)「豊かな情操の育成と生きがいつくり」の⑤「世代間交流の促進」について、親子で地域住民と交流することはとても重要であり、そこで人間関係をつくるのが大切であると思う。

【 中間点検結果説明資料 ～ 個別目標 1-3 健やかな体づくり 】

生涯学習部

企画調整監： 基本目標の次代を担う人づくりに係る「個別目標 1-3 健やかな体づくり」について説明させていただく。

個別目標としては、「市民が生涯にわたり心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健やかな体づくりに取り組む」として、「健やかな体づくり」を設定している。

目標に向けた展開方策としては、(1)「健やかな体を育むスポーツ活動等の推進」とし、具体的には子どもたちが自らの体力・運動能力を向上させ、生涯にわたり運動に親しむ態度を身につけることができるよう、保健体育の授業やクラブ活動などを通じた体育・スポーツ活動の推進、身近な地域でのスポーツ教室などの開催を図るなどとした①「子どものスポーツ活動の促進」。多くの市民がスポーツに親しみ、互いに交流を深めることができるよう、スポーツ教室や行事の開催、地域住民が運営する「総合型地域スポーツクラブ」などの支援を行うとした②「スポーツに親しむ機会の提供」。市民が健康で安全な生活のために必要な基本的な習慣を身につけるための、健康教育やスポーツを通じた健康教室を開催するなどとした③「健康に関する意識啓発」としている。

展開方策の(2)「食育の推進と学校給食の充実」では、市民が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、学校や社会教育施設等で地域の自然や産業、食文化に関して理解を深めるための①「食育の推進」。児童生徒の心身の健やかな発達をはかるため、地場産食材を取り入れながら、安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供するとした②「学校給食の充実」を図るとしている。

これらの個別目標から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の変化として、全国的なマラソンブームの到来とスポーツを通じた地域おこし

に対する企業参画が拡大している。また、平成 26 年には文部科学省より、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」が通知された。

これらの法・制度改正への対応も含め、計画策定後に着手した具体的な取組みとして、「フードバレーとまちマラソン大会」を開催し、市民が気軽に健康・体力づくりに取り組む機会の充実をはかっている。また、学校給食における適切なアレルギー対応をはかるため、学校給食アレルギー対応マニュアルを作成している。そのほか、食育推進の新たな取組みとして、平成 25 年度より食育指導専門員などが給食時間に学校訪問をし、地元の農産物や調理の様子などを伝えることにより、子どもたちに食に関する理解を促進している。

委員 : 展開方策(1)「健やかな体を育むスポーツ活動等の推進」について、現在、子どもたちがスポーツ活動を行う中で、少年団、部活動、そして、スポーツクラブというものが存在している。その中で、部活動は公欠が認められるが、スポーツクラブでの活動については公欠が認められない。高校受験の際、中学校の内申書においても、部活動についての記載はされるが、スポーツクラブでの活動については何も記載されない。そのため、スポーツクラブで活動している子どもは何も活動していないと捉えられてしまう。また、スポーツクラブにおいて、全道大会、全国大会に出場した場合、公欠ではなく欠席扱いとなってしまうことが想像される。健やかな体を育むスポーツ活動等を推進するうえで、平等ということがなくてはならないが、この部分について、どのように考えているか。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 少年団、部活動の設置状況の違いがある中で、出欠の取扱いについては、現在、校長先生が教育活動に資するという考え方のもとであれば、出席として取扱いをしている。帯広市教育委員会として、出欠の取扱いは行っていない。難しい取扱いの例として、学校行事とクラブ活動の大会が重なってしまった場合、学校の活動の中の一環として、子どもたちを教育、育成していきたいという思いがあるので、そういう場合については、保護者の方にお話していると伺っている。そのほか、多くの大会での出欠については、一律に単純に欠席になる扱いではなく、各場面でそれぞれの団体の方とも話し合いをしながら、すすめていると認識している。教育活動の中でそれらの取扱いがどのような形になるかということについては、今後、校長会を含めて、学校関係者の方々との意見交流をしていかなければいけないと思っている。

委員 : 展開方策(1)「健やかな体を育むスポーツ活動等の推進」の③「健康に関する意識啓発」について、保健体育などの授業や日常の指導の中で、子どもたちに対する性教育の部分において、帯広市の小学校ではどのような授業、ど

のような指導を行っているのか。

今の子どもたちは体格がよく、化粧をして外出すると大人と見間違えてしまうぐらいで、昔に比べて成熟している印象がある。それに伴って、薬物乱用の問題も小学校は関係ないという時代ではなくなってきていると思う。これらについて、何か授業の中で教えていること、あるいは今後、教えていく予定はあるのか。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 性教育と薬物乱用についてだが、性教育については、学校において保健体育の授業を中心に、それぞれ学習指導要領に基づいた内容で指導しているというのが実態である。教員によっては、特別活動や道徳の時間を利用して、生命の誕生というような視点から性教育を教えていく場面もある。これは非常に個人差の激しい分野で、すべての子どもが成熟しているかといったらそうではなく、非常に扱いの難しい部分だと認識している。そのため、基本は学習指導要領に基づいた教科指導の中の保健体育での指導になると思うが、場面においては、そのような様々な視点からの性教育もできるのではないかと考えている。今は理科の中でも科学的な性教育というような取扱いがあるので、これらを総合しながら、子どもたちの発達段階に応じた指導を続けていきたいと思っている。そして、様々な情報の収集を今後も行っていきたいと思っている。

薬物乱用の問題については、今、世間では薬物汚染が広がっており、これは北海道教育委員会を含めて、文部科学省も非常に力を入れている問題である。帯広市においては、高等学校、中学校すべてにおいて、薬物乱用防止教室という形で1年に1度、喫煙、飲酒、薬物乱用の部分について、警察や医療機関等の外部の方々をお招きしながら、映像やスライドを使用して、子どもたちに指導している。近年、帯広市教育委員会として、小学校の高学年についてもその部分についてぜひお願いしたいとして、帯広市の多くの小学校で同様の取扱いをしていただいている。今後も続けていきたいと思っている。

委員 : 喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に関して、小学校の高学年から取組んでいただけているということで安心した。また、今後、保健体育の授業などで、性教育を取り入れるとなった場合、小学校5～6年生の女子になるとその必要性が出てくると思うが、そういう取組みをされるのであれば、担任の先生では得手不得手があると思うので、専任の講師を用意していただきたい。そして、1年に1回でもそういう授業をしていただきたい。

委員 : 幼稚園は、子どもが初めて出会う学校ということが、幼稚園教員の考え方である。しかし、帯広市では組織改革によって、幼稚園は教育委員会とほと

んど離れてしまっている。現在、こども未来部が所管で、厚生労働省型であるが、教育内容については少しかけ離れているのではないかとの実感を持っている。ここに記載されているように幼児教育を大切にするのであれば、教育委員会が繋がりをぜひ持っていくべきであろうと思う。平成27年4月に「子ども・子育て関連3法」が施行される。これは幼児教育そのものが大きく変わるので、帯広市教育委員会として、大きく教育内容の中に組み込んで考えていってほしい。

【 中間点検結果説明資料 ～ 個別目標 1-4 人間を尊重し自然と共生する人づくり 】

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 基本目標の「次代を担う人づくり」に係る「個別目標 1-4 人間を尊重し自然と共生する人づくり」について、説明させていただく。

個別目標としては、「誰もが人間として尊重され、共生することができる社会づくりや、人と自然が共生する持続可能な社会づくりに資するため、市民が必要な知識などを習得することができる教育・学習活動をすすめる」として、「人間を尊重し自然と共生する人づくり」を設定している。

目標に向けた展開方策としては、(1)「人権・福祉・男女共同参画に関する教育・学習活動の推進」とし、具体的には、市民が自他の人権について正しく理解できるよう、人権に関する具体的な課題に即した指導や教育活動などをすすめるとした①「人権に関する教育・学習活動の推進」。市民がボランティア活動や福祉体験活動を通じて、社会奉仕の精神やノーマライゼーションの考え方を理解し、実践的な態度を身につけることができるよう取り組むとした②「福祉に関する教育・学習活動の推進」。市民が男女相互の理解と思いやりによってともに社会をつくり、ともに役割を担うことの大切さを理解するため、発達段階に応じた指導などの取り組みや意識啓発をすすめるとした③「男女共同参画に関する教育・学習活動の推進」としている。

展開方策の(2)「グローバル化に対応した教育・学習活動の推進」では、市民が諸外国の言語や文化などに関する理解を深め、豊かな国際感覚を身につけることができるよう体験的な活動を重視した取り組みなどをすすめるほか、高校生を対象とした相互派遣交流や、国際姉妹都市・国際友好都市との間で市民主体の相互交流をすすめるなどとしている。

展開方策の(3)「環境に関する教育・学習活動の推進」では、市民が帯広・十勝の自然の豊かさやすばらしさ、動植物との共生など環境について理解を深められるよう、小・中学校などにおいて自然体験学習や環境教育をすすめるほか、社会教育施設などで体験型プログラムや展示などを活用した学習機会の提供をすすめるなどとしている。

これらの個別目標から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の

変化として、平成 23 年には小学校で学習指導要領の改訂実施、平成 25 年には高等学校の学習指導要領が新 1 年生から段階的に適用された。

これらの法・制度改正への対応も含め、計画策定後に着手した具体的な取組みとして、高等学校の学習指導要領の改訂実施に伴い、帯広南商業高等学校において平成 25 年度から、全て英語で行う授業を開始し、コミュニケーション能力の向上に取り組んでいる。また、小学校における外国語活動が開始され、外国語指導講師を各学校に派遣し、研修や日常の授業づくり、ティーム・ティーチングとして授業参加に取り組んでいる。

さらには、学習指導要領の改訂実施に伴い、平成 24 年度に「環境にやさしい活動実践校」の質的充実を図ることを目的として、各校が実践活動により注力できるよう制度の見直しを行った。

委員 : 展開方策(2)「グローバル化に対応した教育・学習活動の推進」について、外国語に対するいろいろな取組みは大変大事なことだと思うが、日本の伝統文化についての帯広市教育委員会の考えをお訊ねしたい。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 日本の伝統文化の考え方については、学習指導要領改訂後の重点の中で、日本の文化・伝統の尊重という部分が入ってきた。小学校において、日本の文化・伝統として、音楽の授業にて和太鼓等を取り入れさせていただいている。中学校においては、体育の授業において、日本の文化・伝統の中の 1 つとしての武道が必修となっている。帯広市では、相撲と剣道という形で取り入れている。まずは自分たちの住んでいる日本の文化を大切にしながら、外国へも目を向けることができるような多様な人材育成というような観点から、グローバル化に対応した教育・学習活動の推進において、日本の伝統文化というものはその基盤となるものなので、大切であると認識している。

委員 : 展開方策(1)「人権・福祉・男女共同参画に関する教育・学習活動の推進」の③「男女共同参画に関する教育・学習活動の推進」について、低年齢化がすすむ性暴力やデート DV に関する取組みについて、どのような考えがあるのかお訊ねしたい。

また、展開方策(3)「環境に関する教育・学習活動の推進」の①「環境に関する教育・学習活動の推進」について、児童会館は帯広市教育委員会の所管ではないと思われるが、その位置づけについてお訊ねしたい。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 性暴力、デート DV 等について、小中学校の中でそのような視点で具体的に

取組んでいることはない。高等学校においては、北海道教育委員会から様々な資料をもとに性暴力等の未然防止、互いの男女を尊重していこうという取組みが行われているところである。中学校の教員においても同様の知識や考えがあるかと思う。ご指摘していただいた部分については、今後、中学校において非常に重要な視点になるかと思っているので、今後、学校と十分協議をすすめながら、連携をはかっていきたいと考えている。

学校教育部長 : 児童会館の立ち位置についてだが、帯広市の機構改革によって、市長部局にこども未来部という部署ができ、当時の教育委員会から、青少年課と児童会館が入った。児童会館については、社会教育施設という位置づけでもあるので、教育委員会と連携しながら、現在も事業を行わせていただいている。

また、全国的にもめずらしい宿泊学習施設という機能の使い方もあり、こちらも教育委員会と連携している。このように市長部局に変わってはいるが、教育委員会と連携をとりながら様々な事業を展開し、子どもたちのさらなる成長に役立てるようなことを考えている。

【 中間点検結果説明資料 ～ 個別目標 2-1 ふるさとの理解の促進 】

生涯学習部

企画調整監 : 基本目標(2)「ともに学びきずなを育む地域づくり」に係る「個別目標 2-1 ふるさとの理解の促進」について、説明させていただく。

個別目標としては、「市民がふるさとの風土に学び、自己を確立するとともに、ふるさとの誇りや愛着などを高めることができるよう、ふるさとの理解や再発見を促進する教育・学習活動をすすめる」として、「ふるさとの理解の促進」を設定している。

目標に向けた展開方策としては、(1)「子どものふるさと教育の推進」とし、具体的には、小・中学校や社会教育施設における、ふるさとの自然や歴史などに関する指導や学習機会の提供を行うなどとしている。

展開方策の(2)「地域に関する学習活動の推進」では、市民が地域の魅力や課題について理解を深めるための知識・技能を習得することができるよう、さまざまな学習機会を提供するとした①「地域に関する講座等の開催」。ふるさとの実情を未来に伝える書籍・文書などの系統的な資料収集。また、収集した資料の展示や印刷物の発行などを通じて公開を行うとした②「郷土資料の収集・活用」。国指定重要無形民俗文化財に指定されているアイヌ古式舞踊の伝承と市民の理解促進をはかるため、アイヌ民族・文化に関する学習機会の提供をすすめるとした③「アイヌ民族・文化の理解促進」。市内の遺跡や出土品等の調査や保存を行うとともに、講座や展示などを通じて、資料の活用や情報提供をすすめるとした④「歴史的遺産等の保存・活用」としている。

これらの個別目標から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の

変化として、該当する法改正や社会情勢の変化はなく、計画策定後に着手した具体的な取組みとしても、特筆すべき事項はなかった。

社会教育委員長 : 展開方策(1)「子どものふるさと教育の推進」について、今の子どもたちに帯広・十勝の基幹産業である農業に関して、過去にどのような作物が作られ、どのような物を食べていたのか、どのような歴史背景があったのかなど、帯広・十勝の特徴的な食の歴史教育をぜひ幼稚園や小学校で教えていただきたいと思っている。

【 中間点検結果説明資料 ～ 個別目標 2-2 きずなづくり・まちづくり 】

生涯学習部

企画調整監 : 基本目標(2)「ともに学びきずなを育む地域づくり」に係る「個別目標 2-2 きずなづくり・まちづくり」について、説明させていただく。

個別目標としては、「地域におけるきずなづくりや市民主体のまちづくりに資するため、まちづくりへの市民参画やまちのにぎわい・交流を促進する学習・文化・スポーツ活動をすすめる」として、「きずなづくり・まちづくり」を設定している。

目標に向けた展開方策としては、(1)「まちづくりへの参画を促進する教育・学習活動の推進」とし、具体的には、青少年のリーダー養成や青少年団体の育成、高等教育機関と連携した学校における学習支援などへの学生の参加を促すなどの①「青少年の社会参加の促進」。地域の学習団体等が行う講座や学習会などへの支援や、まちづくりに関する体験的な学習活動、社会教育施設における行政と協働して取り組むボランティアの養成などの②「市民の自主的活動の支援」としている。

展開方策の(2)「にぎわいや交流を促進する文化・スポーツの振興」では、ホームページを通じた指導者や団体・グループに関する情報提供、発表者どうしや、発表者と鑑賞者が交流できる機会の提供などの①「市民主体の芸術・文化活動の促進」。各種大会や合宿の誘致や、市民が一流のスポーツ選手とふれあう機会の提供などの②「スポーツ大会・合宿などの開催・誘致」。管内自治体や体育団体との情報交換や大会の開催、冬季スポーツなどを通じた国際交流をはかるとした③「スポーツ交流の促進」としている。

これらの個別目標から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の変化として、平成23年に東日本大震災の発生。この社会情勢等の変化も含め、計画策定後に着手した具体的な取組みとして、東日本大震災の発生により、東北地方で開催できなくなったスポーツ大会やスポーツ合宿の代替地として受け入れを支援するとともに、スポーツを通じたにぎわいと交流を促進している。

委員 : 展開方策(2)「にぎわいや交流を促進する文化・スポーツの振興」の③「スポーツ交流の促進」について、帯広市は冬季スポーツが盛んであるということで、冬季スポーツを振興するために情報提供などをすすめる点があるが、子どもの教育という意味では、冬季スポーツだけではなく、四季を通したスポーツ全般的に情報を提供していただきたい。

生涯学習部

スポーツ振興

主幹 : 展開方策(2)「にぎわいや交流を促進する文化・スポーツの振興」の②「スポーツ大会・合宿などの開催・誘致」、③「スポーツ交流の促進」内の記載については、冬季スポーツに特化しているように見えるが、あくまで様々なスポーツの一端として記載させていただいている。

【 中間点検結果説明資料 ～ 「基本方向1 学校・家庭・地域の連携」 】

学校教育部

企画調整監 : 2つの基本目標を実現するために掲げられた「基本目標を実現するための基盤づくり」について説明させていただく。基本目標を実現するためには、社会情勢の変化を踏まえながら、帯広市の教育を支える基盤を、より一層強固なものにしていく必要がある。このため、学校・家庭・地域の連携をすすめるとともに、人材の育成や教育環境の充実などのしくみづくりに取り組むとして、5つの基本方向を設定した。

まず、「基本方向1 学校・家庭・地域の連携」について説明させていただく。基本方向としては、「学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に協力しながら、社会を挙げて教育を充実することができるよう、学校・家庭・地域の連携をすすめる。」としている

展開方策としては、(1)「開かれた学校づくり」とし、具体的には、各種通信やホームページ、公開研究会や授業参観日を通じて、家庭や地域へ学校の教育活動や学校運営の状況などを提供する①「学校からの情報提供の充実」。児童生徒や地域の実情を踏まえつつ、学校評議員制度の活用などによる②「保護者や地域住民との協力による学校運営の改善」。学校施設の芸術・文化活動、スポーツ活動への開放や利便性の向上をはかるなどの③「学校開放の推進」としている。

展開方策の(2)「家庭教育への支援」では、保護者が家庭教育に関する知識などを習得するための様々な情報提供、子育て中の家庭どうしの交流の促進や、子育てに関する相談への対応などを行うとした①「家庭教育に関する学習機会等の提供」。動物とのふれあいや工作・実験、陶芸などの創造活動など機会の提供及び育児休業制度や子育て応援事業所の普及に取り組むとした②「親子がふれあう機会の充実」などとしている。

展開方策の(3)「家庭や地域による教育支援の推進」では、学校と家庭が連

携した教育活動をすすめるための①「PTA 活動の支援」。学校の教育活動への支援や教育環境の整備、体験活動や世代間交流の促進など、家庭や地域による子どもの教育支援を充実するための②「地域における担い手育成とネットワークの形成」などとしている。

これらの基本方向から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の変化として、平成 24 年に児童福祉法と障害者自立支援法の一部改正、同じく平成 24 年に子ども子育て関連 3 法が制定された。

これらの法・制度改正への対応も含め、計画策定後に着手した具体的な取り組みとして、平成 24 年度に豊成小学校、平成 25 年度に啓西小学校において屋内温水プールの開放事業を開始している。また、児童福祉法と障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害児支援利用計画及びサービス利用計画の作成に取り組んできた。さらに、平成 25 年 9 月より、地域で子育てを支える仕組みを充実させるため、ファミリーサポートセンター事業を実施している。そして、子ども・子育て関連 3 法の成立により、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月より本格施行となることから、平成 26 年度に「帯広市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に従い地域の子ども・子育て支援事業を実施していく。

委員 : 展開方策(1)「開かれた学校づくり」について、徐々に学校は開かれてきている。地域からも開かれた情報を学校へ提供するシステムが必要ではないか。地域と学校、家庭がそれぞれの情報を共有するような場をつくる必要があると考える。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 現在、学校を中心として、学校支援地域本部というような形で、学校支援ボランティアの方々がかわり合いながら、学校が開かれ、横とのつながりで子どもたちを育てていくというような事業を実施している。学校・家庭・地域が情報をしっかりと連携しながら、今後も帯広市教育委員会関係各課を含めて、情報共有をはかりながら、すすめていきたいと考えている。

委員 : 展開方策(1)「開かれた学校づくり」の③「学校開放の推進」について、子どもの居場所づくり事業、PTA 活動に携わっているが、全ての一般教員の方たちには、まだ理解いただいていないと感じる。学校による温度差も非常にあり、全体に浸透していないと感じる。子ども居場所づくりのコーディネーター会議などで、学校によっては非協力的な学校もあると聞く。ある程度統一した中で、どこの学校でも協力してほしい。今年度より、帯広市の全小学校で放課後居場所づくり事業が実施されている。どの学校も協力していただ

ければ、地域の方たちも活動しやすいので、青少年課、帯広市教育委員会関係各課で連携して協力をお願いしたい。

また、展開方策(3)「家庭や地域による教育支援」の①「PTA活動の支援」について、平成28年度に北海道PTA連合会の帯広大会が20年ぶりに開催される。2,000人規模の非常に大きな大会となる予定である。その準備を帯広市PTA連合会でこれから始めていくところだが、帯広市教育委員会関係各課にはこの場を借りてご協力をお願いしたい。

委員 : 展開方策(1)「開かれた学校づくり」の③「学校開放の推進」について、余裕教室の有効活用がかなりすすめられてきている。また、学校を中心として、コミュニティスクールで、子どもを教育していこうという形がすすめられようとしている。その場として、やはり余裕教室の活用だろうと一般的にいわれている。全国では、イタリアレストランや歯科診療所を余裕教室として活用したりしている例もある。今後、運営・実施等について、地域で運営化をすすめていけたらと思う。地域活動しやすい場を提供して、学校に対して地域が理解を深めることが加速していると思うが、この部分について今後の見通しを含めてお訊ねしたい。

学校教育部

企画総務課長 : 学校開放事業については、スポーツを始め、これまでも学校の限られた範囲の中で最大限開放できるように、各学校のほうで努力していただいている。暖房や警備等の設備の問題もあるので、そういう部分については順次やっていかざるを得ないという認識である。他の用途での活用だが、余裕教室という部分で、子どもたちの少人数指導など、それなりの利活用をさせていただいている。学校施設の有効活用、言い方としては学校施設の複合化、そういったような形の中で、地域のコミュニティ機能を学校に持っていくとか、そういった論議がされているのは事実である。民間施設との複合までとなると、様々な情報を収集する中で、いろいろと検討していかなければならないと考えているが、国のほうでも他の施設の複合化という部分について動き出している。施設の有効活用ということでは、庁内でもこれから様々な論議をさせていただこうとしているところである。そういった情報収集を踏まえて、今後そういった論議を活発化させていければと考えている。

委員 : 展開方策(2)「家庭教育への支援」の②「親子がふれあう機会の充実」において仕事と子育てが両立できる環境づくりをすすめるため、育児休業制度や子育て応援事業所の普及に取り組むとあるが、具体的にはどのような取組みで、どのような形で普及に取り組んでいるのかお訊ねしたい。

こども未来部

こども課長 : 企業に対して、育児休業や休暇制度、子育てしやすいような様々な取り組みを行っていただきたく、こども未来部のほうで子育て応援事業所登録制度というものを設けている。その中の1つとして、所管は商工観光部になるが、育児休業を取得し、その後に職場復帰した場合、企業に対して1回限りではあるが、15万円程の奨励金を支給するというような、子育て応援事業の奨励金制度を設けさせていただいている。他課とも協力させていただきながら、仕事と子育てが両立できる環境づくりに取り組ませていただいている。現在、200数十社登録いただいている。

委員 : 学校・家庭・地域の連携について、地域と聞くと町内会が思い浮かんでしまうが、町内会の所管は市民活動推進課であるが、教育委員会や市民活動推進課など、他課との横のつながりはどうなっているのかお訊ねしたい。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 学校・家庭・地域の連携では、教育行政だけではなく、市長部局も含めて、総合的なすすめ方が必要だということで、市民活動部、こども未来部も含めた中で、実際に何度か今年度も連携させていただいている。それぞれ互いに持っている事業について、もう少し有効的にすすめていくために連携・協力できることはないだろうかと、現在も話をすすめている最中である。

【 中間点検結果説明資料 ～ 「基本方向2 教育を支える人材の育成」 】

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 「基本目標を実現するための基盤づくり」に係る「基本方向2 教育を支える人材の育成」について、説明させていただく。

基本方向としては、「専門性の豊かな人間性を備えた、教育を支える人材を確保するため、教員や地域の指導者などの育成に取り組みます。」としている。

展開方策としては、(1)「教員の人間力・指導力の向上」とし、具体的には、教員などが専門職としての確かな力量や、豊かな人間性・社会性など幅広い資質を身に付けるための校内研修、実践的で教員自身の体験や社会との結びつきを重視した研修の実施。また、児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の習熟をはかるため、教材などを活用した効果的な授業の研究の推進などの「研修活動等の充実」としている。

展開方策の(2)「地域の人材の発掘・育成・活用」では、人材確保に向け、幅広い情報の集約や周知方法の工夫改善、また、育成に繋がる学習機会を提供するなど、地域の人材の発掘・活用をはかるための①「学習指導者等の発

掘・育成・活用」。個人や団体を対象とした発表機会の提供や、文化団体等が行う事業や各種大会参加に対する支援などによる②「芸術・文化活動を支える人材の育成」。指導者講習会の開催・派遣やスポーツ団体への支援をはじめ、全道・全国大会へ参加する選手への支援や、優秀な成績を収めた人などの表彰を行うなどの③「スポーツ人材の育成」などとしている。

これらの基本方向から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の変化として、該当する法改正や社会情勢の変化はなく、計画策定後に着手した具体的な取組みとしても、特筆すべき事項はなかった。

委員： 展開方策(1)「教員の人間力・指導力の向上」の①「研修活動の充実」について、様々な取組みによって教員の資質向上をはかっていただくのはありがたいが、研修、生徒の指導、部活動、土日祝日の子どもたちの大会や試合など、教員にかなりの負担が感じられる。教員が健康で生き生きと働くことができるよう、定期健康診断やメンタルヘルス対策などに取組んでいると思うが、具体的に教員がどのような活動をどの程度行っているのか調査していただき、その根本的なところを考えていただきたい。

学校教育部

学校指導

担当企画監： 教員の多忙の状況についてだが、朝早くから夜遅くまで、地域の子どものために、教科指導、生徒指導、家庭への支援含めて、土日、夏休み、冬休みなどの部活の支援、本当に自分の時間を削りながらも努力していただいていると思っている。これらの部分について、それでよしとするのではなく、充実した時間の中で、素晴らしい指導をしていただくための改善方策を、学校等と教育委員会も連携しながら、現在すすめているところである。近年、少しずつではあるが、学校の組織的な取組みによって、教員の負担も若干減ってきているというような話も聞いている。しかし、期待されている部分も多い中で、仕事量の増加による多忙感というのは、あるのかなと思う。指摘いただいた部分については、現場の声をしっかりと聞きながら、今後も取組んでいきたい。

委員： 全国的に精神疾患になる教員が多く、増えていると聞く。時間的な多忙が問題なのか、それともその他に問題があるのか、根本的なものを調査・確認したうえで、根本を変えていかなければ減っていかないと思う。自分たちの子どもを預かってもらう、教えてもらう教員が明るく健全であってほしいと思う。

委員： 教員の人間力、指導力の向上と健康の部分について、バランスを保つため

の施策みたいなものを考えていかなければいけないという気がしている。

それともう一つ、今、子どもたちには体験学習やインターンシップという形の中で、様々な経験を積む場があるが、逆に教える側、教員は他業界での体験学習など、その辺の部分に関してどのようになっているのかなど疑問がある。夏休みとか冬休みの間に教員の研修として、道庁等が用意しているインターンシップのような制度があるが、どれだけ利用されているのかと思ったら、ほとんど利用されていなかった。これは多忙なのか、興味がないのか、それとも、人間力、指導力を自ら磨き上げる気持ちがないのかは不明だが、子どもたちに教えるということであれば、その辺の経験も必要なのかなど思っている。その実態を教えていただければと思う。

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 教員の研修については、北海道教育委員会が提供している研修がある。また、帯広市独自としては、帯広市教育研究所、学校教育指導室が提供する研修というような形で、夏休み、冬休みが始まって5日から1週間程度の部分、様々な研修の資料を用意しながら、教員に研修の機会を提供している。教員1人当たりの研修の状況については、年々向上してきているところである。研修というものについて、すべての教員が、自らの専門性を高めるため、非常に大切だと思っていると認識している。その中で、自分のライフステージにあった研修をしっかりと位置づけながらしていくということで、夏休み、冬休み等の長期休業期間中については、研修計画をしっかりと立てて、取り組んでいただいている状況である。特に体験活動などを重視した部分というのは、社会人として、教育公務員として、大人として子どもたちに接するうえで、豊かな人間性を身につけていただくための研修を設定するというような視点から、研修、講座を開いている。例えば、教育関係とは関係ない企業の人の話であったり、話を仕事としている教員が、教員ではない話すプロのアナウンサー等の話を聴いて、研修を深めるなど、研修を提供する側も工夫しながら行っているところである。

【 中間点検結果説明資料 ～ 「基本方向3 教育環境の充実」 】

学校教育部

学校指導

担当企画監 : 「基本目標を実現するための基盤づくり」に係る「基本方向3 教育環境の充実」について、説明させていただく。

基本方向としては、「市民が生き生きと学ぶことができるよう、安全・安心で利用しやすく、環境負荷の低減にも配慮した教育環境の整備をすすめる。」としている。

展開方策としては、(1)「学校教育の環境整備」とし、具体的には小中学校

の施設の改築、耐震化・延命化などの計画的な改修や、小中学校、南商業高校における施設の適切な管理や機能の充実、学校給食調理場を改築するなどの①「学校教育施設の整備」。学校における事故の未然防止と発生時の速やかな対応、関係機関と連携した避難訓練などの実施、登下校の見守り活動の推進などの②「子どもの安全確保」としている。

展開方策の(2)「社会教育の環境整備」では、蔵書などの充実や図書館サービス網の充実など、市民の読書活動やさまざまな課題解決などに資するための①「図書館の整備」。百年記念館の常設展示室の展示物等の更新や収蔵スペースの拡充など、十勝圏の広域施設として、学習活動や創造活動に関するニーズに的確に応えるための②「百年記念館の整備」。施設機能などの今後のあり方の検討や、適切な管理運営・改修など、市民の多様な学習活動や交流などを推進するための③「とまちプラザの整備」。施設の安全性や来園者の利便性を高めるとともに、動物園の飼育環境や園の魅力の向上など、人々がふれあう憩いの場としての機能を果たすための④「動物園の整備」。文化ホールや市民ギャラリーなどの文化施設が、市民の芸術・文化活動の発表や、鑑賞の場としての機能を果たすための⑤「文化施設の整備」。総合体育館の改築など、市民のスポーツ活動や広域的なスポーツ交流の拠点としての機能の充実や、適切な管理運営を行うこととした⑥「スポーツ施設の整備」などとしている。

展開方策の(3)「保育・体験活動の環境整備」では、新たな住宅地の造成への対応や老朽化した施設の改修、多人数化の解消や待機児童が発生しないための施設整備などの①「保育所・児童保育センターの整備」。児童会館の耐震化などの施設整備を行うとした②「体験活動施設の整備」などとしている。

これらの基本方向から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の変化として、平成23年に東日本大震災の発生、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び基本計画」の一部改正、平成24年に子ども・子育て関連3法の制定があげられる。

これらの法・制度改正への対応も含め、計画策定後に着手した具体的な取り組みとして、東日本大震災などの教訓を踏まえ、学校施設の耐震化について、当初の計画を前倒ししてすすめた結果、市内学校施設の耐震化率は平成25年度末に100%を達成した。平成24年度には豊成小学校、平成25年度に啓西小学校において屋内温水プールを整備した。また、安全・安心で魅力ある学校給食を提供するため、新たな学校給食調理場の整備をすすめている。そして、子ども・子育て関連3法が施行されることにより、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上が図られる。保育と教育の機能を一緒に持った施設である認定こども園の普及促進、児童保育センターの対象を小学3年生までから、小学6年生まで拡大するなど、各種制度の見直しを検討している。さらには、東日本大震災を受け、公共施設の耐震化が求

められるようになり、保育所及び児童保育センターの耐震化をすすめている。

委員 : 展開方策(2)「社会教育の環境整備」の②「百年記念館の整備」について、現在、具体的な方策の見通しはあるのか。また、今後将来的な立場に立って、例えば廃校跡などの活用は考えているのか。美術作家の作品調査をしていただきたい。

生涯学習部

百年記念館長 : 収蔵スペースを含めて、施設の改修の件だが、構想はある。しかし、すすんでいないのが現状である。美術品のお話が出たが、実は美術品だけではなく、他の資料も収集活動を行っているところである。収蔵スペース、収蔵庫の問題が大きく、その辺等の兼ね合いを見ながらということになっているところである。美術品の調査も含め、今後の検討課題とさせていただきたい。

【 中間点検結果説明資料 ～ 「基本方向4 教育機会の確保」 】

学校教育部

企画調整監 : 「基本目標を実現するための基盤づくり」に係る「基本方向4 教育機会の確保」について、説明させていただく。

基本方向としては、「家庭の経済状況や障害の有無に関わらず、安心して教育を受けることができるよう、教育機会の確保に向けた取組みをすすめる。」としている。

展開方策としては、(1)「就学・進学への支援」とし、具体的には、就学前、義務教育、高等学校の各段階における、子どもやその保護者に対する経済的な支援、遠距離を通学する児童生徒や、体の不自由な児童生徒に対するスクールバスなどによる通学支援などの①「就園・就学の支援」。高等学校への進学を希望する生徒が、地元の学校で学ぶことができるよう、受入れ間口の確保に向けた②「進学機会の確保」としている。

展開方策の(2)「健やかな発達の支援」では、子どもの状況に応じた保育や、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な教育、小中学校における特別支援学級の設置や、教育環境の整備などの①「特別な支援を必要とする子どもの教育等の推進」。児童生徒の実態把握や支援方策の検討、家庭や関係機関との連携強化、校内研修などをすすめるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒のために、小中学校に支援員を配置するなどの②「学校における支援体制の充実」。

乳幼児期からの相談体制の充実や、特別支援学級に通う児童生徒の保護者に対する経済的な支援、専門的な観点から相談対応や助言、適切な情報提供など、特別な支援を必要とする児童生徒、保護者のための③「総合的な支援の推進」などとしている。

これらの基本方向から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検

作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の変化として、平成 25 年に生活保護法に基づく生活扶助基準額の段階的引き下げと学校教育法施行令の一部改正がされた。

これらの法・制度改正への対応も含め、計画策定後に着手した具体的な取組みとして、就学援助については、生活保護基準の引き下げに対して、平成 26 年度においては引き下げ前の基準を適用し、引き下げによる影響がでないように対応した。また、平成 26 年度において、就学指導委員会から教育支援委員会へと名称を変更するとともに、委員を増員するほか、指導主事が教育相談業務を担うことなどにより、教育相談の質の向上と体制の強化をはかるとした。

委員 : 経済的な支援について、年々、市の就学援助を受けている子どもが増えていくと認識している。私の知り得る限り、その支援の額が徐々に減っていき、すすめますというものが、お金がないという理由で今年から廃止になったりというものが散見される。教育予算の半分近くが就学援助に費やされてしまうと聞いたことがある。点検結果の中に、就学援助について、生活保護基準の引き下げに対して、今年度は引き下げ前の基準を適用し対応しているとされているが、来年以降はこのような基準にならないのか。また、教育予算における就学援助の占める割合は段々増えていくと思うが、様々な支援をしていかなければいけない中で、就学援助の増加に伴う教育予算の今後の見通しについて、お聞きしたい。

学校教育部

学校教育課長 : 就学援助については、ここ数年、全児童生徒の約 4 分の 1.4 人に 1 人が集計上、受けているという状況である。金額的にはそれほど変わっていない。教育費の中に占める就学援助の割合だが、4 人に 1 人が受けているような状況から、かなり高くなっているというのが事実である。また、今年度、生活保護基準の引き下げによって、就学援助の適用範囲が下がらないように引き下げ前の基準を適用していく状況にある。来年度以降については、今後検討して決めていくということになる。

学校教育部

学校教育部長 : 教育予算の見通しという非常に難しいお話があったが、予算編成そのものは、教育委員会は市長部局に要望していくという制度である。施設整備も含めて、市全体でも教育予算は相当の位置を占めていると考えている。少子化が進んでいる中で、どこまでどうなんだというご議論が確かに帯広市のみならず多くの自治体でもあると思うが、地域を支えていく人材としての部分というのは非常に大きいものだというふうに認識しているところである。予算のみならず、組織いりんなところで、できるだけいい形ですすめるよう努力

したい。

【 中間点検結果説明資料 ～ 「基本方向5 よりよい教育のためのしくみづくり」 】

学校教育部

企画調整監： 「基本目標を実現するための基盤づくり」に係る「基本方向5 よりよい教育のためのしくみづくり」について、説明させていただく。

基本方向としては、「地域の実情に応じた、より質の高い、魅力ある教育を推進するため、よりよい教育のためのしくみづくりをすすめる。」としている。

展開方策としては、(1)「魅力ある学校づくりの推進」とし、具体的には、学校の運営状況や教育について自己評価を行い、積極的な情報提供をすすめるなど、学校運営の組織的・継続的な改善をはかるための①「学校評価の推進」。地域や学校の実情に応じた特色ある教育の推進。豊かな人間性を育むことを目的に取り組んでいる小規模特認校制度など②「創意工夫を生かした学校づくりの推進」などとしている。

展開方策の(2)「学校教育のしくみの工夫改善」では、子どもの成長の連続性を踏まえた、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校などの円滑な持続をはかるための①「学校間連携の推進」。児童生徒が減少する中で、適正な学校規模を維持し、良好な教育環境を確保するための②「学校の適正配置の推進」などとしている。

展開方策の(3)「社会教育施設の利用の促進」では、社会教育施設の利便性やサービスの質などを向上するとともに、施設に対する市民の関心や理解を高めるための①「施設運営に関する評価と情報提供の推進」。施設のさまざまな機能や効果的な活用方法などの周知による②「施設の多様な活用の促進」。共通テーマに基づく展示等の事業の実施や、質の高いサービスや新たな魅力ある学習機会を提供するための③「施設間連携の推進」などとしている。

展開方策の(4)「地域の実情に応じた教育行政の推進」では、教育委員会における議論の活性化や、教育行政全般にわたる企画調整機能の強化、福祉や子育てなど他の分野との連携をはかるなどの①「教育委員会の機能充実」。教育行政に関する情報公開、市民との意見交換の実施など②「開かれた教育委員会づくり」などとしている。

これらの基本方向から展開方策に対し、教育委員会関係各課において点検作業を行った結果、基本計画策定後に生じた法・制度改正及び社会情勢等の変化として、平成23年に小学校で学習指導要領の改訂実施、平成26年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が制定された。

これらの法・制度改正への対応も含め、計画策定後に着手した具体的な取組みとして、小・中学校の適正配置については、平成23年2月に帯広市立小中学校適正配置計画を見直し、多くの小・中学校の適正配置の時期を平成28年度以降の次期計画において検討することとした。また、平成23年4月には、

帯広第三中学校と帯広第六中学校を統合した翔陽中学校を開校したほか、平成 24 年 4 月には豊成小学校の移転改築を行った。なお、現計画に基づく、西帯広地区の帯広第二中学校と緑園中学校については、平成 30 年度実施を目途に、適正配置を検討するとなっていることから、本年度より検討作業に着手している。

さらに、保育所や幼稚園等と小中学校の連携について、学習指導要領に基づき、新たに「帯広市エリア・ファミリー構想」を策定し、子どもたちの発達段階に応じた適切な教育の充実をはかっている。

最後に、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化をはかることを目的として、地方教育行政制度が改革されることとなったことから、この対応について検討をしている。

委員 : 展開方策(1)「魅力ある学校づくりの推進」の①「学校評価の推進」について、学校関係者による学校評価後に、結果を地域の人たちへ情報提供してほしい。そして、地域の人たちで情報を共有して、学校に協力していただけるような体制にしてほしい。

学校教育部

学校担当

指導企画監 : 学校評価については、例年、各学校が、評価項目等も含め工夫して、それぞれ保護者のアンケートや学校評議員の方々の評価など、いろいろな評価をしながら、学校改善プランというような形で校長先生が次年度に向けて、大きなプランを策定して、改善・充実をはかりながら、いわゆる PTCA というようなサイクルで行っていただいているところである。指摘いただいたように、魅力ある学校づくりをすすめていくためには学校からの情報発信を積極的に行いながら、学校の取組んでいる状況を保護者のみならず、地域の方々にどうやって情報発信していくかということが大切であると思う。学校における、学校便りについてだが、昔は保護者への学校便りという認識が多かったと思う。しかし、今、学校のほうでは町内会や公共機関への配布、掲示していただくなど、様々な工夫がすすんでいると認識している。また、市内全小中学校 40 校と南商業高等学校において、ホームページをすべて設置して、その中で学校便りを載せたりして、情報発信をすすめている。今後も積極的な情報発信をしながら、魅力づくりのほうも支援していきたいと思っている。

委員 : 平成 30 年に緑園中学校と帯広第二中学校の適正配置と伺ったが、これはそれを目途に適正配置したいということなのか、決定的なことなのか、教えていただきたい。

学校教育部

学校適正配置

担当部長 : 適正配置計画というものを帯広市は平成 18 年度に作成し、1 度見直しをかけたが、帯広第二中学校と緑園中学校が来年度、平成 27 年度には全校で 9 学級ずつになっていく。その後、やはり、生徒数の減少が見込まれており、今、その両校の適正配置、統合に向けて内部で検証・検討作業をすすめている。具体的に 2 つの学校とも少しずつ協議を始めているところである。これについては、実施計画というものの案を作成し、そののち地域説明会等の場で、PTA をはじめとして、地域住民の方々にも説明をしていきたいと考えているところである。また、具体的にいつからというのはまだ未定だが、今、そういったような考えですすすめているところである。

社会教育委員長 : 展開方策(1)「魅力ある学校づくりの推進」の②「創意工夫を生かした学校づくりの推進」について、帯広市農村地域の豊かな自然や小規模校の特色を生かした教育活動を通じて、豊かな人間性を育むことを目的に、小規模特認校制度に引き続き取り組むと記載されているが、清川小学校に通っている生徒は現在 0 人、愛国小学校については増えている実態があると思う。清川小学校は校舎、自然環境も含めて素晴らしいと思っているが、減っていった理由をはっきりしている。この 5 年間にそれを改善すれば何とかなるような気もするが、その見通し等何かあればお聞かせ願いたい。

学校教育部

学校教育課長

小規模特認校制度についてだが、清川小学校については、ここ数年利用がないという状況である。愛国小学校についても、昨年度 4 名、今年度については利用がないという状況である。

清川小学校については、市街地から 30km 程度離れて、遠いということでバスの路線もない。通学については保護者が責任を持って行う形になるので、通学の便、この面が 1 番大きいところである。小規模特認校制度については、ホームページや幼稚園、保育所へチラシ配付による周知をはかっているところであるが、距離的な面が大きく、特に冬場だと通うのが大変というようなことがあり、利用が増えていかない。まったく利用されないというような状況にある。この改善については、周知をはかる以外に特に何かそこに交通の便をはかるというようなことも考えられると思うが、その生徒児童に対して特別な扱いにならないような形で考えるとそれも難しいところであり、今のところ、手探りでそういった周知に手を尽くしている状況である。

社会教育委員長 : そのような建物を建てて、具体的に目標をつけて、このようにするという帯広市の考え方、教育委員会の考え方を示しているのに、施策がないのであればやめたほうがいい。広報の仕方、交通の便に関してもスクールバスを利

用する等、何かしらの方法はあり、まずはやってみるほうが先だと思う。

学校教育部

企画調整監 : 小規模特認校制度の部分については、今お話のあったとおり、必要なこと、大事なことだと認識している。清川の自然の素晴らしさなど、そういったところもこれからアピールしていき、制度を利用してもらえるような方法を検討していきたいと思っている。

(2) その他「帯広市教育基本計画」及び教育委員会の取組みについて

委員 : 成果指標の状況について、平成 19 年に基準値と平成 31 年の目標値が作られ、平成 25 年の実績値はどれも素晴らしい数字だと思っている。帯広市教育委員会関係各課の努力の成果がここに出ていると思うが、平成 31 年の目標値を既にはるかに上回っているものもある。目標値を見直していただき、上方修正、下方修正をしていただければと思う。

学校教育部

企画総務課長 : 参考資料の「成果指標の状況」についての考え方だが、他の項目同様、社会情勢の変化、法改正そういったものに基づいて、直す、直さないという検討をさせていただきたいと考えていることから、単純に目標値を達成したということだけでは修正することは考えていない。ただし、当然、既に達成したものの、さらに頑張るものという部分については、意見のとおり、内部、あるいは様々な場で、新たな考え方を設けていかなければならないと考えている。本計画の指標については、第六期帯広市総合計画に基づき、現段階においてはそのまま使わせていただき、別の段階で、そういった考え方はお示しできればと考えている。第六期総合計画を担当している政策推進部とも協議させていただく中で、この部分が直せるかどうか、また、直せないとしたら、どういった形で新たな目標について公表できるかということについては、次回まで時間をいただければと考えている。

委員 : 参考資料「成果指標の状況」のスポーツ施設の利用者数について、平成 31 年目標値が平成 25 年実績値よりも減っているが、新総合体育館もできることから目標値を見直して、スポーツ施設の利用促進を図っていただきたい。

生涯学習部

スポーツ振興

主幹 : 参考資料「成果指標の状況」のスポーツ施設の利用者数についてだが、平成 31 年目標値は、平成 19 年基準値に明治北海道十勝オーバルが開館する部分を足して、128 万 6 千人と設定させていただいた。平成 25 年実績値が 137 万人とそれを上回り、今後、教育基本計画最終年度である平成 31 年度完成目

標としている新総合体育館ができることで、これをさらに超えていくのかなというところであるが、設定数値については今のところ変更は考えていない。

委員 : 学校給食における地場産野菜の導入率について、十勝は大変豊かな農産地帯であるので、加工含めて100%を目指して努力していただきたい。

学校教育部

学校給食

調理場建設

担当企画監 : 給食の地場産率の関係だが、100%を目指すという意気込みは大切だと思っているが、帯広・十勝では冬に収穫できない時期があり、どうしても地元産が調達できないということもある。そういったところも例えば、一次加工の冷凍で地元産をストックして冬に使うなどの工夫をしながら、少しでも地場産率を上げていきたいと考えている。日本各地、特産品もいろいろあり、どうしても帯広で採れないものもある。子どもたちにとっては、いろいろな種類の野菜など、日本各地のものをたくさん食べていただくという観点も必要だと思う。姿勢として、地産地消、地場産率を伸ばしていくというのは当然持っているが、そういった現実的な事情もあるので、100%という目標数値は持っていないということでご理解願いたい。

委員 : 帯広市教育基本計画という素晴らしい計画があって、その中で決まったいろいろな取組みが行われていると思うが、周りで取組みを知らない保護者が多い。素晴らしい取組みをやっているけど、結局は意識の高い保護者しか気づかない。その他の保護者の方にも届かないと意味がないと思う。広報号なども小学校や保育所等で配られたりするが、結局見ないで捨ててしまったりするので、それが勿体ないなと思っている。もっと見せ方を工夫するなど、何か新しいやり方を検討してほしいと思っている。

学校教育部

企画調整監

企画調整監 : 現在、帯広市PTA連合会に教育委員会のいろいろな活動をお知らせしているところである。また、教育委員会委員との懇談会も毎年開いており、取組みについても周知しているところである。取組みを保護者全員に周知することは難しい部分ではあるが、できるだけ多くの保護者へ取組みや活動を知ってもらえるよう、いろいろと工夫しながら周知の方、努めていきたいと思っている。

以上